

和歌山県災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、大規模災害時に大量に発生する負傷者等（以下単に「負傷者等」という。）を一時的に受け入れる施設の確保を図るため、災害拠点病院（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱の制定について」（令和3年3月31日付け国住街第222号、国住市第155号国土交通省住宅局長通知）別添。以下「国制度要綱」という。）第2第17号に規定する「災害拠点病院」をいう。以下同じ。）において負傷者等を受け入れるために必要となるスペース、防災備蓄倉庫、設備等を整備する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、国制度要綱、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱の制定について」（令和3年3月31日付け国住街第223号、国住市第156号国土交通省住宅局長通知）別添。以下「国交付要綱」という。）及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるところのほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、知事の指定を受けた災害拠点病院の開設者又は管理者が実施する国制度要綱第4第1項第2号に掲げる災害拠点病院等整備事業（以下「事業」という。）を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国交付要綱第4第1項に規定する費用であって、次の各号に掲げるものを合計した額とする。

(1) 受入スペースの整備に要する費用

負傷者等の円滑な受入れのため付加的に必要なスペースを区画する工事及び当該スペースに至る経路の段差解消等の工事に要する費用（専ら負傷者等を受け入れるためのスペースを付加的に整備する場合にあっては、その工事に要する費用を含む。）

(2) 防災備蓄倉庫の整備に要する費用

負傷者等の受入れに伴い付加的に必要な防災備蓄倉庫の工事に要する費用

(3) 受入関連施設の整備に要する費用

負傷者等の受入れに伴い付加的に必要な非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等をいい、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）、マンホールトイレ、非常用通信・情報提供施設、災害用の大型ヘリコプターに対応するヘリポート等の施設を設置するための工事に

要する費用（ただし、災害用の大型ヘリコプターに対応するヘリポートにあつては、中型ヘリコプターに対応するヘリポートを整備する場合から付加的に必要となる整備費とする。また、付随して必要となる設備配管等の整備費、追加的に給水関連設備を整備する場合の整備費及び多数の負傷者等を受け入れた際に、廊下や外来受付スペース等においても治療が行えるようにするために必要な酸素吸入配管等の整備費を含む。）

2 前項各号に掲げる施設、設備については負傷者等受入用と通常在館者（国制度要綱第2第26号に規定する通常在館者をいう。以下同じ。）用とを別々に整備することを要しないが、その整備費については、負傷者等と通常在館者の人数比で按分することにより算出することを基本とする。

3 前2項の規定により算出された補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（交付申請書の添付書類の様式等）

第4条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業計画書	別記第 1 号様式	1 部	別途通知
経費所要額調書	別記第 2 号様式		
別表 1 に掲げる工事関係書類			
当該事業に係る歳入歳出 予算書（見込書）の抄本			
その他知事が必要と認める書 類			

2 この補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付に際し、付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（ただし、軽微な変更を除く。）を要する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならないこと。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号、以下「大蔵省令」という。）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を当該事業の完了の日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、第5号に定める財産がある場合にあつては、その保管期間経過後においても、当該財産の処分が完了する日又は大蔵省令に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで当該帳簿及び証拠書類を保管しておかななければならないこと。
- (9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠した適正なものとしなければならないこと。
- (10) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該建設工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (11) 補助金の交付を申請するに当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。

ア 実績報告を提出するに当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

イ 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、その金額（アの規定により報告をした場合には、当該報告において減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第3号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。この場合において、事業を実施する者（以下「事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

（12）事業者は、この補助金と、その交付額、対象経費等を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

（13）前各号に掲げる事項に違反した場合、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（変更等の承認）

第6条 前条第1号又は第2号の規定により、事業内容の変更について知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記第4号様式）に、変更後の第4条の表に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、次条の規定により補助金の変更交付の申請を合わせて行う場合は、この申請を省略することができる。

2 前条第3号の規定により、事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付申請）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書（別記第6号様式）に変更後の第4条の表に定める書類を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。

（交付決定前着手の届出）

第8条 事業者は、補助金交付の決定前に事業に着手しようとするときは、あらかじめ交付決定前着手届（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第9条 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次

の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業実績報告書	別記第 8 号様式	1 部	別途通知
経費所要額精算書	別記第 9 号様式		
別表 2 に掲げる工事関係書類			
当該事業に係る歳入歳出 決算書（見込書）の抄本			
その他参考となる資料			

（その他）

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

書 類	摘 要 等
工事設計図及び工事仕訳書	
位置図	都市計画総括図に事業区域を表示すること。 縮尺 1/25,000 以上のもの。
区域図	事業区域を示す図面。 縮尺 1/2,500 以上のもの。
施設建築物設計図	施設整備費に係る補助対象を表示する図面。 縮尺 1/500 以上のもの。 色分けで表示し他の補助金の補助対象施設等との区分が明確になるようにすること。

別表 2（第 8 条関係）

書 類	摘 要 等
建物の構造概要及び平面図	
工事設計図及び工事仕訳書	
位置図	都市計画総括図に事業区域を表示すること。 縮尺 1/25,000 以上のもの。
区域図	事業区域を示す図面。 縮尺 1/2,500 以上のもの。
施設建築物設計図	施設整備費に係る補助対象を表示する図面。 縮尺 1/500 以上のもの。 色分けで表示し他の補助金の補助対象施設等との区分が明確になるようにすること。
写真	完了後の建物の全景及び事業の概要を示す写真
契約書の写し	
検査済証の写し	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号） 第 7 条第 5 項に規定する検査済証の写し